

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科目	平成25年度(平成26年3月31日)	平成26年度(平成27年3月31日)
現金	2,684,830	2,865,478
預け金	77,596,272	84,155,975
買入金銭債権	17,995	12,804
金銭の信託	100,094	-
有価証券	23,203,877	18,190,712
国債	5,550,109	1,189,400
地方債	11,785,028	10,812,169
社債	4,574,061	2,968,633
株式	291,556	299,453
その他の証券	1,003,122	2,921,056
貸出金	91,115,645	92,707,451
割引手形	1,013,649	1,042,313
手形貸付	9,658,778	9,448,149
証書貸付	75,609,820	77,502,120
当座貸越	4,833,397	4,714,868
その他資産	1,055,643	969,196
未決済為替貸	29,630	19,477
信金中金出資金	631,000	631,000
未収収益	347,860	240,309
その他の資産	47,152	78,409
有形固定資産	3,268,209	3,312,316
建物	1,416,645	1,340,708
土地	1,636,654	1,681,018
建設仮勘定	-	87,653
その他の有形固定資産	214,909	202,936
無形固定資産	11,554	6,432
ソフトウェア	49	5,356
その他の無形固定資産	11,505	1,075
繰延税金資産	311,299	261,137
債務保証見返	367,024	498,463
貸倒引当金	△ 587,008	△ 590,281
(うち個別貸倒引当金)	(△ 487,452)	(△ 525,176)
投資損失引当金	△ 1,297	△ 1,106
資産の部合計	199,144,142	202,388,580

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～47年
その他	2～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外債建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を計上しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準(割引率)に基づき計上しております。破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部及びリスク管理統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は累計で6,351百万円です。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びその他出資金の発行会社の財政状態等を調査して必要と認められる額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年度財政計算上の数値債務をもつて退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型立型厚生年金基金)に加えて、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に関する当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)	
年金資産の額	1,549,255百万円
年金財政計算上の給付債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,738,229百万円
差引額	△188,974百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月31日)	0.186%
③補足説明	

 上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金38百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金発生時の標準給与の額に乗じることによって算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科目	平成25年度(平成26年3月31日)	平成26年度(平成27年3月31日)
預金積金	193,690,154	196,707,266
当座預金	3,196,138	3,478,469
普通預金	77,855,970	80,646,904
貯蓄預金	446,660	438,939
通知預金	232,970	122,516
定期預金	105,341,748	105,144,327
定期積金	5,712,942	5,951,251
その他の預金	903,723	924,856
借入金	-	-
借入金	-	-
その他負債	345,786	362,636
未決済為替借	37,279	37,342
未払費用	161,790	168,562
給付補填備金	9,785	9,419
未払法人税等	23,000	9,000
前受収益	32,045	29,537
払戻未済金	6,654	8,105
職員預り金	52,040	51,506
資産除去債務	-	6,567
その他の負債	23,191	42,594
退職給付引当金	104,440	87,865
役員退職慰労引当金	114,500	111,338
偶発損失引当金	24,836	21,563
睡眠預金払戻損失引当金	360	1,090
債務保証	367,024	498,463
負債の部合計	194,647,103	197,790,223
出資金	1,476,020	1,475,254
普通出資金	1,476,020	1,475,254
利益剰余金	2,897,245	2,982,575
利益準備金	787,958	817,958
その他利益剰余金	2,109,287	2,164,616
特別積立金	1,600,000	1,900,000
当期末処分剰余金	509,287	264,616
処分未済持分	-	△ 160
会員勘定合計	4,373,265	4,457,669
その他有価証券評価差額金	123,772	140,687
純資産の部合計	4,497,038	4,598,356
負債及び純資産の部合計	199,144,142	202,388,580

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 17百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,937百万円
- 有形固定資産の減損損失累計額 21百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は903百万円、延滞債権額は3,266百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は425百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、4,630百万円です。なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、商付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,042百万円です。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券	208百万円
信金中央金庫預金	5,509百万円
上記は、高崎決済・日銀歳入代理店・東市町取引代理店金融機関の取引等に差し入れております。また、その他の資産には、保証金11百万円が含まれております。	
21. 出資1口当たりの純資産額	1,558円66銭
- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針	
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク	
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地域内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。	